

食べることは、生きること。



第4次熊本市食の安全安心・食育推進計画	食の安全安心の確保	I 生産・流通・消費の各段階における食品の安全性の確保
		II 食品等事業者の自主衛生管理の推進
		III 国・県・他市町村・庁内関係部署及び食品関係機関との連携
		IV 消費者・生産者・食品関連事業者及び行政の相互理解・信頼関係の確立と推進
食育の推進	V 食育を通じた食の安全安心の確保（共通）	
	I 「市民自らが育む食」への理解と健全な食生活の実践	
	II 健康意識の程度にかかわらず誰もが自然に健康になれる食環境づくり	
	III 市民運動としての食育の展開	
		IV 持続可能な食を支える食育の推進

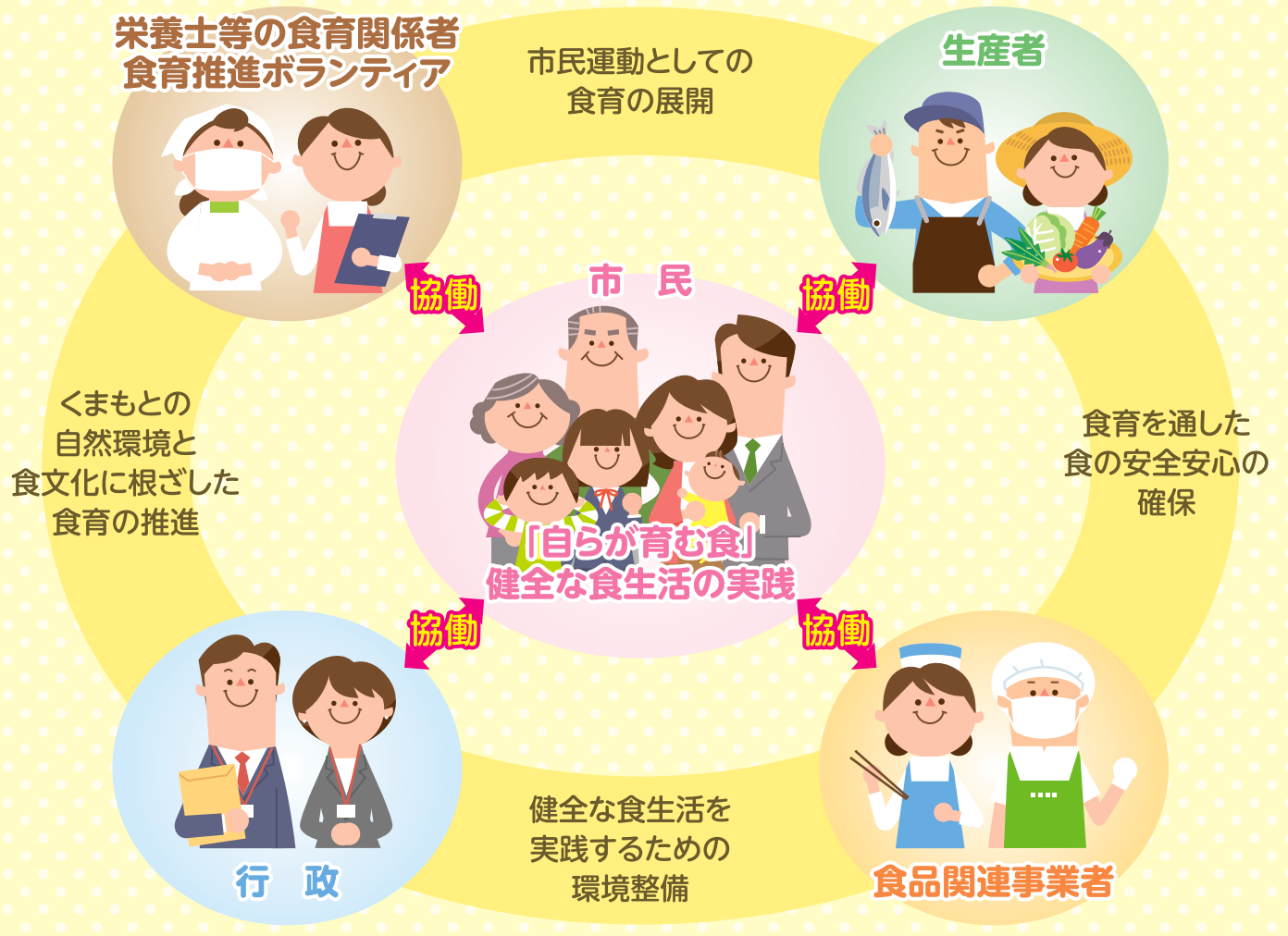
関係者の役割

食の安全安心を確保し、食育を進めていくためには、行政だけでなく、市民一人ひとりが「食」の重要性を理解し、実践していくことが必要不可欠です。このため、市民（消費者）、生産者、食品関連事業者、教育関係者や行政など食に関わる全ての関係者がそれぞれの立場で、その役割を担うことが大切です。

計画の推進体制

計画の円滑な推進のために関係者が互いに連携・協働し、取組を推進します。

- 「健康くまもと21推進会議」への報告
- 「健康くまもと21推進会議 食の安全安心・食育部会」による検討・審議
- 「健康くまもと21庁内推進会議」による全庁的な取組の積極的な展開



令和6年(2024年)3月 熊本市

熊本市の「食」に関する情報はこちら → kumamoto-shoku.jp

「食品に関する適切な知識を学びたい!!!」など食の安全安心に関するお問い合わせは

熊本市保健所 食品保健課
熊本市中央区大江5-1-1 電話 096-364-3188

「健康的な食生活について知りたい!!!」など食育に関するお問い合わせは

熊本市健康づくり推進課
熊本市中央区手取本町1-1 電話 096-328-2145

第4次熊本市食の安全安心・食育推進計画

(第3次健康くまもと21基本計画)

計画の期間
令和6年度(2024年度) ▶ 令和17年度(2035年度)

策定の経緯

- 食品安全基本法第7条および食育基本法第18条に基づき、生産者から消費者に至る全ての関係者が、食の安全安心の確保と食育の推進に積極的に取り組むため、平成20年3月「熊本市食の安全安心・食育推進計画」を策定し、平成25年3月に第2次、平成31年3月に第3次計画を策定しました。
- 令和3年3月に国が第4次食育推進基本計画を策定、また本市の計画が令和5年度で最終年度となることから令和6年度(2024年度)から令和17年度(2035年度)までを計画期間とする「第4次熊本市食の安全安心・食育推進計画」を策定しました。なお、健康日本21(第3次)の中間評価に合わせて見直しを行います。
- 本書は、「第3次健康くまもと21基本計画」の第6章 食の安全安心・食育推進計画(第4次)の概要版です。

新しい計画のポイント

【食の安全安心の確保】

- 全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を円滑に導入し、定着できるよう効果的な支援・指導を推進します。
- 市民の食に対する安心感の向上を目指し、行政と食品関連事業者が一体となって食の安全性に関する情報発信に努めます。

【食育の推進】

- 市民がライフステージに応じた一貫性・継続性のある食育を推進するため、市民の生活の場所、それぞれの食育を推進します。
- ICT等のデジタル技術を有効活用して効果的に情報発信を行い、個人がいつでも手軽に食の情報にアクセスできる、非接触型の食育を展開します。

熊本市 令和6年3月

概要版

食の安全安心の確保

生産から消費までの各段階における食品の安全性確保	食品の安全確保体制の整備	食に関する関係者間の情報共有と相互理解
<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模ながら食中毒が毎年発生し、食品の苦情相談も後を絶ちません。 ● 食の安全性を確保するためには、生産から消費に至る全ての段階で衛生管理を徹底する必要があります。 ● 食品による健康被害を防ぐには、食品等事業者による自主衛生管理が最も重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、国や都道府県・他市町村、食品関係事業者団体等との連携強化や情報交換が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 約半数の市民が食品添加物や輸入食品等に不安を感じており、食に対する安心感が十分に得られているとは言えません。 ● 市民が食に対する安心感を得るためには、食を取り巻く関係者が正確な情報提供に努めるとともに、市民が食に関する知識と理解を深める必要があります。

食を取り巻く現状と課題

食育の推進

家庭や地域において、「共食」を通じた食育の推進

- 核家族化や生活スタイルの多様化で「食卓を囲むこと」が少なくなっています。「食育の基本は家庭から」の再確認が必要です。
- 高齢者は、共食の機会が少なく食を楽しめていない状況があります。地域や所属するコミュニティ等を通して、様々な人と共食し食を楽しむ機会の提供が必要です。

みんなで一緒に進める食育

- 食品関連事業者等と連携し、誰もが自然に健康になれる食環境づくりのため、食育に関する情報の提供とその活用法の普及が重要です。
- 体験型の食育活動への参加状況は増加しておらず、食育に関する様々な体験(経験)ができる場の情報を提供し、体験型食育の推進が必要です。

生活習慣病予防を基本とした食育の推進

- 次世代を担う20歳代、30歳代の朝食の欠食率が高い状況です。全世代の「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣づけによる生活リズムの見直しが必要です。
- 野菜の摂取頻度が低いこと、摂取量の増加に向けて、食品関連事業者と協働での取組や、食事バランスガイドを使用しての啓発、副菜レシピの普及等の取組が必要です。
- 減塩に気をつけた食生活を実践している市民は、若い世代で低い状況です。味覚は習慣化するため、若い世代からの薄味習慣の必要性の啓発が必要です。
- 若い世代の「女性のやせ」、65歳以上でBMI20以下の高齢者の低栄養など、ライフステージとライフコースに合わせた適正体重の維持について、具体的な対応策の周知と啓発が必要です。

食の安全安心の確保

I 生産・流通・消費の各段階における食品の安全性の確保

- 1 生産段階における食品の安全性の確保
- 2 製造、加工、流通、販売の各段階における食品の安全性の確保
- 3 食品などの検査
- 4 消費段階における食品の安全性の確保
- 5 熊本県の食に関する文化や産品の振興に向けた安全性の確保



- 安全で安心な農水産物を作る取組を推進します。
- 「熊本市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設等の監視指導や流通食品の安全性確認検査を実施します。
- 家庭、職場、学校等を活用した食中毒予防啓発に取り組み、食の安全安心に正しい知識を持つ消費者を育成します。
- 熊本市が世界に誇る豊富で清らかな地下水と、その水に育まれた農水産物、魅力的な特産品の安全性の確保を推進します。

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和17年度
「くまもとグリーン農業」の取組実施農家数の割合	*37.0%	37%
食品営業施設の監視指導ポイント数達成率	*39.4%	100%
食中毒の発生件数	**2件	減少
食品の取去検査実施率	*41.0%	100%
食品の取去検査における違反件数	*2件	0件
衛生講習会の受講者数	*1,616人	10,000人
食の安全性確保のために意識して実践していることがある市民の割合	68.4%	80%
食品を購入する際に表示を確認している市民の割合	73.3%	90%
地下水の水質監視割合	*100%	100%

*R4年度実績値
**R5年度実績値

II 食品等事業者の自主衛生管理の推進

1 HACCPの定着

○すべての事業者がHACCPに沿った衛生管理を円滑に導入し、定着できるように効果的な支援・指導を推進します。

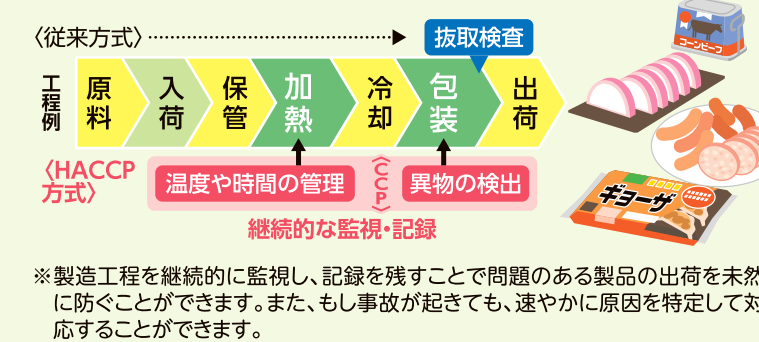
項目	現状値 令和5年度	目標値 令和17年度
HACCPについて知っている市民の割合	34.7%	50%



HACCPによる衛生管理

原材料の入荷から、製造、出荷までのいくつかの工程で衛生管理をチェックする方法です。それぞれの工程ごとに異物混入や食中毒の原因菌による汚染等の危害要因を把握した上で、特に重要なポイントを定めて重点的に管理します。HACCP方式によって、安全性の高い商品を消費者に届けることができます。

(参考:厚生労働省ホームページ)



III 国・県・他市町村・庁内関係部署及び食品関係機関との連携

- 1 健康危機管理体制の充実及び強化
- 2 食品の安全性確保のための連携



- 健康危機の発生に対応できる体制を構築します。
- 国・都道府県・他市町村、庁内及び食品関連事業者団体との連携を強化します。

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和17年度
健康危機管理研修会の開催数	*1回	1回
食品衛生指導員巡回施設数	*586件	1,500件

*R4年度実績値

IV 消費者・生産者・食品関連事業者及び行政の相互理解・信頼関係の確立と推進

- 1 市民意見の施策への反映
- 2 市民自らが食の安全性を判断して選択できる環境の充実
- 3 食に関する相談窓口の充実
- 4 食品等事業者との情報の共有



○市民(消費者)が食に対する安心感を得られるよう、行政・食品関連事業者が一体となって食の安全性に関する正確な情報収集と積極的な情報発信に努めます。

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和17年度
健康くまもと21推進会議、食の安全安心・食育部会の開催数	*3回	2回
食に関するホームページへの情報掲載数	*13回	50回
食品について安全性が高まってきていると感じている市民の割合	61.4%	65%
「残留農薬」について不安を感じる市民の割合	50.3%	40%
「食品添加物」について不安を感じる市民の割合	55.9%	40%
「食品の不正(偽装)表示」について不安を感じる市民の割合	44.9%	40%
「輸入食品」について不安を感じる市民の割合	50.6%	40%
熊本市が食品の検査を実施していることを知っている市民の割合	24.7%	50%
飲食店などを選択する際HACCPを実施していることを重視する市民の割合	13.5%	20%
食品苦情相談への対応数	*333件	減少
熊本市食品安全情報ネットワークでの情報発信数	*22回	24回

*R4年度実績値

V 食育を通じた食の安全安心の確保(共通)



*食育ピクトグラム

- 1 災害に備える食を含めた、食の安全性や栄養等に関する理解の促進

- 食育体験を通して食品衛生に関する意識や食の安全性に関する判断力を身につける機会を提供します。
- 災害等に備え食料や飲料水の備蓄や、災害時でも活用できる調理法を学習する機会を増やします。

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和17年度
食品の安全性に関する知識があると認める市民の割合	52.4%	60%
災害に備えて飲料水や食料を7日以上備蓄している市民の割合	*9.5%	増加

*R4年度実績値



*食育ピクトグラム…食育の取組を子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、12種類の絵文字で表現したものです。(農林水産省作成)

食育の推進



I 「市民自らが育む食」への理解と健全な食生活の実践

- 1 家庭における食育の推進
- 2 学校、保育所・幼稚園等における食育の推進
- 3 地域における食育の推進



- 家庭や地域、職場等での「共食」を通じた、食を楽しむことの重要性について啓発します。
- 学校、保育所・幼稚園等において、食に関する体験を積み重ね「食を営む力」の育成に努めます。
- 若い世代や働き盛り世代、子どもや単身の高齢者等、それぞれのライフコースに対応した食育を進めます。

II 健康意識の程度にかかわらず誰もが自然に健康になれる食環境づくり

- 1 健康寿命の延伸に向けた食に関する情報の発信
- 2 食生活改善をサポートする人材の育成
- 3 食品関連事業者等と連携した食育の推進



- 各種健康診査や相談の機会を通して、「食事バランスガイド」の啓発や「適正体重の維持」の重要性について周知し、健全な食生活の実践や、生活習慣病の予防について啓発します。
- 管理栄養士等の専門的知識を有する人材や、地域で食生活支援に取り組む食生活改善推進員等の養成と活動支援に取り組みます。
- 中食業者や社員食堂へスマートミール認証店登録への支援を行い、食育情報を発信する事業者の拡大を図ります。
- 野菜摂取量の増加に向けた情報発信等、食品関連事業者と協働で市民の食育を支援します。

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和17年度	
食育に関心がある市民の割合	88.2%	95%	
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 ※1週間のうち朝食又は夕食を家族と一緒に食べる回数	10.4回	11回	
朝食の摂取状況 ※幼児は「毎日食べる」の割合 他は「ほとんど食べない」の割合	幼児	96.7%	100%
	小学5年生	*1.9%	0%
	中学2年生	*2.5%	0%
	若い世代【20歳代・30歳代】	13.3%	10%以下
	65歳以上	2.3%	0%
体験型食育活動に取り組んでいる保育所・幼稚園等の割合(実施園数/全施設数)	*91.1%	100%	
授業参観・懇談会等で保護者へ食育の啓発を行った学校の割合	*82.0%	100%	
企業・大学等での食育に関する講座の開催件数	*3件	40件	
住民主体の通いの場(高齢者健康サロン等)の数	*768	876(令和8年度)	
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上(ほぼ毎日)食べている市民の割合	77.7%	85%	
栄養に関する表示等を参考している市民の割合	若い世代【20歳代・30歳代】	74.6%	80%
	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践している市民の割合	60.7%	75%
	若い世代【20歳代・30歳代】	23.4%	30%
食育の推進に関するボランティア数	*997人	1,200人	
スマートミール認証への支援店舗数	0店舗	60店舗	

*R4年度実績値

III 市民運動としての食育の展開

- 1 市民協働による食育運動の展開
- 2 食育支援団体のネットワークの整備
- 3 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進



- 「食育月間」、「食育の日」を活用し、食育に関する情報提供やイベントを実施し、食育の周知と定着化に努めます。
- 「こどもの食育推進ネットワーク」の連携を強化し、地域の多様な関係者と協働で効果的な食育活動を推進します。
- インターネット、SNS等を活用した食育の推進に取り組み、市民が気軽に食育活動に参加できる体制づくりに努めます。

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和17年度
「熊本市こどもの食育推進ネットワーク」における連携活動した団体等の割合	*22.7%	70%
デジタル技術を活用した食育情報発信の件数	*103件	150件

*R4年度実績値



IV 持続可能な食を支える食育の推進

- 1 生産者と消費者の交流促進
- 2 地産地消の促進
- 3 くまもとの食文化の伝承
- 4 食の循環や環境を意識した食育の推進



- 幼児期からの農林漁業体験やその機会、農産物直売所等での生産者との交流やその機会の提供に努めます。
- 学校給食等を活用した全世代への食育を通して、地元農水産物を知り、味わい好きになることで地産地消の促進を図ります。
- 食生活改善推進員等と連携し、くまもとの郷土料理や食文化を伝え、次世代に継承します。
- くまもとの地下水や豊かな自然環境で育まれた「くまもとの恵み」に感謝し、環境に配慮した食品の購入や食品ロスの削減等を進めます。

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和17年度
農林漁業体験を経験した市民の割合	32.3%	50%
生産者との交流活動を実施した学校の割合	-	50%
進んで地元農水産物を購入する市民の割合	59.7%	80%
市内における農産物直売所の販売額	*7.3億円	増加
学校給食における地元農産物の使用割合	*39.2%	43%
家庭での食事に郷土料理等を取り入れている市民の割合	59.1%	80%
ごみを少なくするため「買わず」「作りすぎ」をしないよう心がけている市民の割合	77.2%	85%
環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ市民の割合	55.3%	60%
熊本市の良質な水がおいしさの基になっていると思う市民の割合	81.3%	85%

*R4年度実績値